第11章　水防信号、水防標識

第11章　　水防信号、水防標識

第１節　水 防 信 号

水防信号は、福島県水防信号規則（昭和24年福島県規則第91号）の規定に基づき、次により行うものとする。

福島県水防信号規則（昭和24年福島県規則第91号）

第１条　水防法第20条の規定による水防信号は、次の各号に掲げるものとする。

１．第１信号　氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。

２．第２信号　水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

３．第３信号　当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

４．第４信号　必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

第２条　水防信号は、別に定める区分及び方法に従って発する。

方法／区分	警　鐘　信　号	サイレン信号（余いん防止符）
第　1　信　号	○休止　　○休止　　○休止	約5秒　15秒　　5秒　　15秒　　5秒 ○―休止―○―休止―○― 15秒　　5秒　　15秒 ―休止―○―休止
第　2　信　号	○――○――○　○――○――○	約5秒　6秒　　5秒　　6秒　　5秒 ○―休止―○―休止―○― 6秒　　5秒　　6秒 ―休止―○―休止
第　3　信　号	○―○―○―○　○―○―○―○	約10秒　5秒　　10秒　　5秒　　10秒 ○―休止―○―休止―○― 5秒　　10秒　　5秒 ―休止―○―休止
第　4　信　号	乱　　打	約1分　　5秒　　1分 ○―休止―○―

備　考　　１．信号は適宜の時間継続すること。

２．必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

３．危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第２節　水 防 標 識

水防法第18条に規定された水防のために出動する車両等の標識は、次のとおりである。

福島県告示第483号
昭和24年９月24日

標識

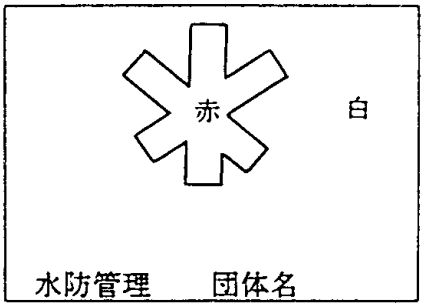
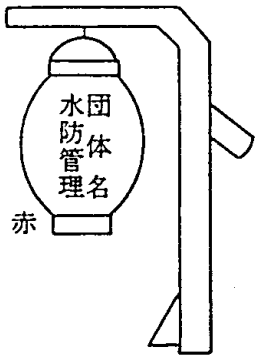
標燈